## 尼崎市特別職報酬等審議会 議事録(第2回目)

1 日 時 令和7年2月7日(金)10:00~12:00

2 場 所 市役所本庁北館4階 4-1会議室

3 出席者 委員 (出席 10 名)

松並 潤委員(会長) 杉﨑 康昭委員(副会長)

百合草 陽子委員

堂園 隆司委員 堀切 敏浩委員

松原 一郎委員 溝口 環委員

事務局

総務局長 人事管理部長 給与課長

傍聴人 なし

森田 紘子委員

## 4 審議会進行次第

(1) 配布資料の説明

## (2) 審議内容

≪退職手当支給の是非について≫

委員: 市長の位置付けを公務員、政治家どちらで整理すべきか。また、退職手当の水準を年功賃金体系の名残で考えるか、出来高払いで考えるかの2点を整理すべき。

委員: 市長の退職手当を給料に組み込むことで、副市長や議員にまで波及することはいかがか。また、メディアでは退職手当より給料月額やボーナスが取り扱われるため、尼崎だけが他都市より高いという間違った印象でクローズアップされる恐れがある。

委員: 近年は就活生であっても年収ベースで報酬をみる傾向があると思う。メ ディア対策においては、説明を尽くせば一定解消はできる。

現在、国を挙げて賃上げの方向に進んでいる中、不用意に引き下げの議論を行うことは適切ではない。国家公務員において短期間で退職金を繰り返しもらう天下りの仕組みは、過去に批判を受け税制が変更された経緯もあるが、市長の職責を考慮しても現行の水準は高いと思えない。

委員: 市長の退職金を選挙公約にする傾向は望ましくない。職務や功績の対価

として正当な額を受け取るべきである。退職金の支給制限機能は給料・賞与でも代替可能であり、政治的な形で取り扱われないよう給料等に含めて支給することも一案と考える。

事務 局: 政治的な側面が議論になりがちだが、本審議会では公務員としての市長に対し、職務の適正な対価としての退職手当がどうあるべきかを議論していただきたい。

委員: 退職手当はこれまでの功績に対して支給するもので、0とすることには 違和感がある。市長の功績がどうなるか不透明な中で給料に退職手当相当 分を含めることは難しいのではないか。

> つくば市では市民の評価を退職手当額に反映する制度を令和6年11月に 導入している。民間企業では業績連動の仕組みは採用されており、市長の 業績としては市民の評価がそれにあたると思う。

委員: 市民参加型の手法は往々にして出席率も悪く、出席者が偏る課題がある。

委員: その点はオンラインで公開し透明性を担保すればよい。投票もオンラインで可能である。

委員: パソコンを使えない人もいる中で、偏りがでるのではないか。市民として市長の年収が低いと引け目を感じることもあり、他都市とのバランスで決めていくことが適切だと考える。

委員: 様々な世代や立場の市民から意見をもらうために、手間はかかるがインターネットに限らず、様々な手段で参加してもらえればいいと思う。他市がやってないから尼崎市もやらないと議論しなければ、審議会の意味がないと思う。基本の水準は他市とバランスをとり、あとは市民の評価で額を決めると良いのではないか。

委員: 市民にとっては、市長の業務実績の評価か、政策の評価なのか、その切り分けが難しい。市民の行政を見る範囲も限られており、結果的に人気取りのようなことになってしまうのではないか。またニューメディアの取扱も一定慎重になるべきだが、新しい流れは注目すべき点である。

委員: 企業では短期的な利益を上げることも一つの業績だが、例えば 10 年後発展しているかどうかも重要な業績の視点である。評価のスパンをどうみるのかも課題である。

委員: つくば市でもこの制度の条例制定にあたって意見が分かれたようで、反対意見も多いと思うが、市長の公約がどのくらい果たせたのか、政策の方向性が適切だったのか見えてくる一つの手段ではあると思う。

委員: 企業であれば株価での定量的な評価ができるが、行政では定量的な評価 が難しい。市長のこれまでの功績に対する評価は選挙ではないか。

委員: 市民の評価を入れていくことには価値があると思うが、現在の状況では 克服すべき課題が多いのではないか。 委員: これまでの意見をまとめると、4年に1回多額の退職手当が支給される ことに疑義がある委員もおられる一方で、市長の職責を踏まえ、総額でみ ると違和感はない。

> また、退職手当相当額を給料に組み込むことにおいて、外部への見え方の課題があり、これは改めてどういった報道等があるかを確認し検討する。 ただし、退職手当を0にすべきという意見はなく、基本的には支給すべき という前提で進めることとする。

≪社会状況、市の財政状況等について≫

委員: 財政の健全化が進展していることは理解したが、これまでカットされた 行政サービスなどの復活の状況はどうか。

事務局: 新たな事業を行うには、既存事業を削減した財源をもって実施すること を前提としており難しい面がある。

委員: 外郭団体への補助金のカットなどシュリンクしたままの部分もある。

委員: 今後の税収の見込みはどうか。

事務局: 現在の令和14年度までの推計では、主要一般財源は横ばいか増加の見込みである。

委員: 他都市の削減状況は恒常的なものか。

事務局: 条例付則での対応であるため、一時的なものである。

委員: 他都市の削減率の根拠は不透明な印象であり、この基準に市民評価を取り 入れてはどうかと考えている。次回は他都市の具体的な評価方法や基準など 運用面について、わかる範囲で提供いただきたい。

≪まとめ≫

委員: 事務局からの情報提供は一定十分であり、次の段階として参酌すべき基準が何で、最終的にどの水準にしていくのか判断していくべき。現時点では退職手当における現行制度、水準に改善しなければならないと判断するほどの不都合はない。

委員: 最終的にこの審議会で決まったことを市民がどういう形で知るのかを押さえておき、報道が与える印象も勘案すべき。

事務局: 次回は、基本的に現行制度、水準の維持を前提に、これまでいただいた 意見を踏まえた答申の骨子案という形で議論をお願いしたい。加えて 市長等の給与に係る報道記事、市民評価の反映制度に係る調査結果を ご提示する。

以上